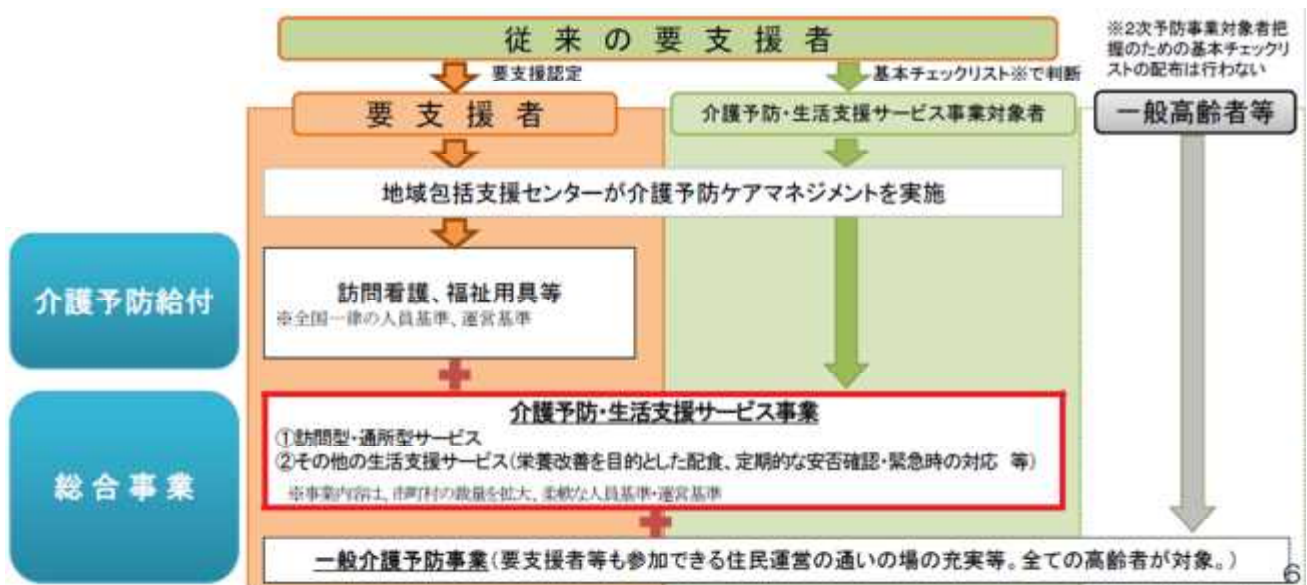


介護予防・生活支援サービス事業通所型サービス B（住民主体による支援）

1 介護予防・生活支援サービス事業について

「介護予防・生活支援サービス事業」とは、訪問型サービス、通所型サービスおよびその他の生活支援サービスに分類されます。本市では、平成 28 年度から介護予防生活支援サービス事業を開始しており、介護保険における訪問介護および通所介護に相当するものと通所型サービス C（短期集中予防サービス）を実施しています。



2 第 8 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について

【介護予防・生活支援サービス事業】

自立支援に資するよう、介護予防・生活支援だけではなく、高齢者自身の「社会参加」についても一体的に推進していく必要があります。住民ボランティアが主体となって運営する通いの場や移動支援サービスの提供等、多様なサービスを展開し、利用者の状態等を踏まえながら利用促進を図ります。

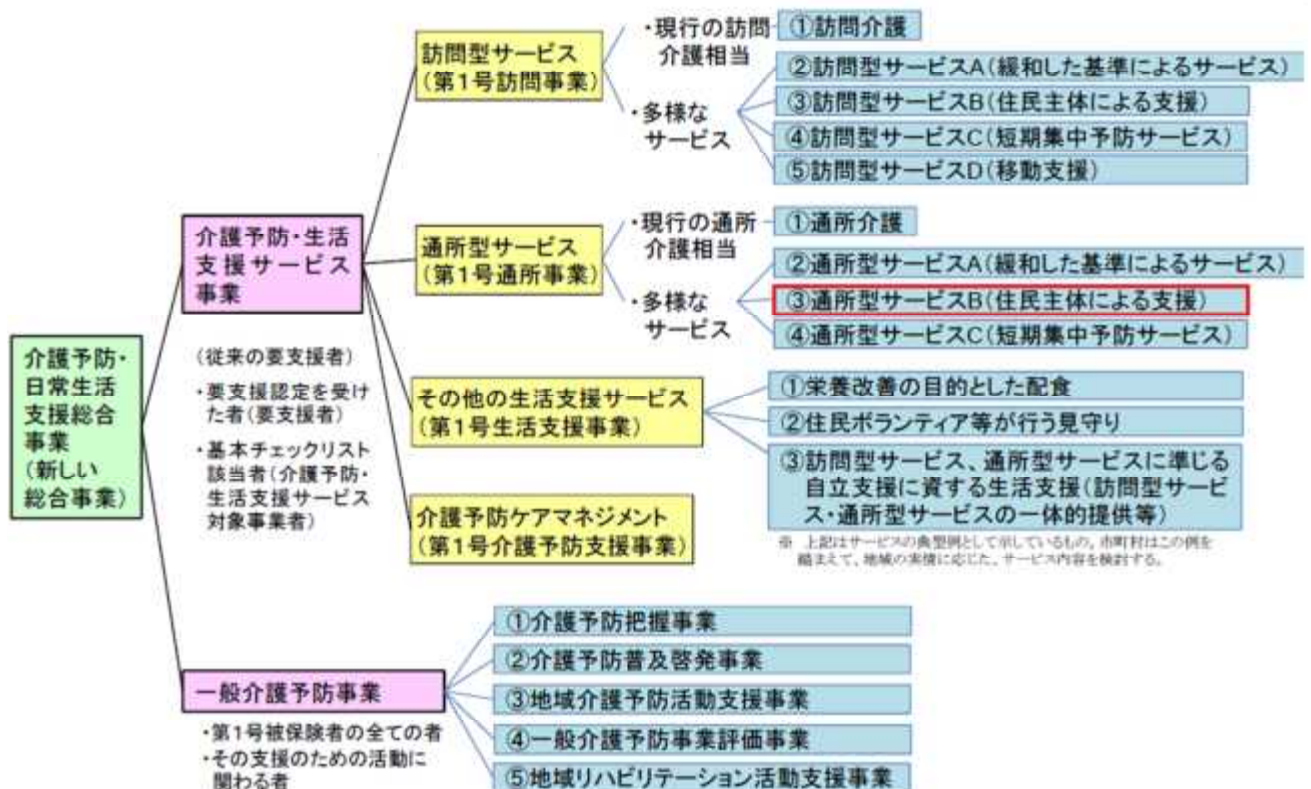
多様なサービスが展開されることで、新たな担い手の確保や通いの場の拡充が期待されます。

計画に記載のある「住民ボランティアが主体となって運営する通いの場」は介護予防・生活支援サービス事業における**通所型サービス B（住民主体による支援）**を指しています。

3 通所型サービス B（住民主体による支援）について

通所型サービス B は有償・無償のボランティア等により提供される住民主体によるサービスです。要支援認定者および総合事業対象者を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場への支援に対して、自治体から実施団体に対して補助（助成）を行うものとなります。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)



4 通所型サービス B（住民主体による支援）と一般介護予防事業における通いの場との違いについて

事業	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
サービス種別	通所型サービスB (住民主体による支援)	地域介護予防活動支援事業 (通いの場関係)
サービス内容	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロン ・会食等	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・交流会、サロン等
対象者とサービス提供の考え方	要支援者等	主に日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより介護予防が見込まれるケース
実施方法	運営費補助／その他補助や助成	委託／運営費補助／その他補助や助成
市町村の負担方法	運営のための事業経費を補助 ／家賃、光熱水費、年定額 等	人数等に応じて月・年ごとの包括払い ／運営のための間接経費を補助 ／家賃、光熱水費、年定額 等
ケアマネジメント	あり	なし
利用者負担額	サービス提供主体が設定 (補助の条件で、市町村が設定することも可)	市町村が適切に設定(補助の場合はサービス提供主体が設定することも可)
サービス提供者(例)	ボランティア主体	地域住民主体
備考	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) ※一般介護予防事業等で行うサロンと異なり、要支援者等を中心に定期的な利用が可能な形態を想定 ※通いの場には、障害者や子ども、要支援者以外の高齢者なども加わることができる。(共生型)	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) ※通いの場には、障害者や子どもなども加わることができる。(共生型)

5 本市での通所型サービス B（住民主体による支援）導入の検討について

令和元年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、約4分の1の高齢者が地域づくり活動にお世話役として「参加したい」もしくは「参加してもよい」と回答されています。また、要支援認定者および事業対象者の通所介護利用において、受け入れを断られる場合があることを把握しております。

通所型サービス B は要支援者等に対して住民主体で支援を行うサービスとなります。このようなサービスの導入は地域で高齢者を支える体制の充実、高齢者の生きがいづくり、介護人材の確保、要支援者等の受け皿の確保等につながるものとなり、今後、高齢者人口の増加が見込まれている中で、本市での通所型サービス B の導入の検討をしております。

6 検討している事業内容（概要）について

●サービス対象者

要支援1、要支援2、事業対象者（+ その他地域住民）

●実施団体

例) 地域住民の団体（自治会、老人クラブ等）、特定非営利活動法人、ボランティア団体等

●実施内容

例)

- ・体操、運動等の活動
- ・趣味活動等を通じた居場所づくり
- ・定期的な交流会、サロン

●補助内容

- ・事業立ち上げの支援に対する補助
- ・事業運営費に対する補助

●利用料金（本人負担分）

実施団体が金額を設定することが可能です。

●その他

要支援者等が本サービスを利用するにあたっては、地域包括支援センターの簡易的なケアマネジメントの実施による介入が必要となります。認定申請または基本チェックリストを行う段階で介入していることが想定されますが、地域包括支援センター職員がアセスメントを実施し、その結果（課題、目標、必要な取組など）を本人や家族に提示し、同意を得た上でサービス利用開始となります。